

## 市原青年矯正センター見学報告

刑事弁護委員会 委員 前原 潤 (72期)

2025年11月27日、司法福祉部会の会員を中心に、市原青年矯正センター（以下「本センター」という）を見学した。

### 1 沿革

本センターは、もともとは「市原学園」という少年院であったのを、2023年に少年刑務所に転用した、全国で唯一の「少年院転用型」の少年刑務所である。

2020年に採択された法制審議会諮問第103号に対する答申を受けて、「特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う」ものとして位置づけられたのが「少年院転用型」である。

### 2 収容要件

主な収容要件は、①犯罪傾向が進んでいない男子受刑者（刑事施設の収容が初めて）、②執行すべき刑期がおおむね5年以下、③おおむね26歳未満、④知的障害、発達障害等を有している者やこれらに準ずる者であって社会適応のための訓練を要する者、⑤集団処遇を実施することが可能、といったものである。

収容定員は72名だが、見学時の収容人数は35名であった。受刑者全員が知的障害・発達障害を有しているか境界知能とされているとのことであった。

### 3 処遇の特徴

#### (1) 手厚い職員配置

職員定員は収容定員とほぼ同数の70人であり、そのうち3分の2が刑務官、残り3分の1が医療・福祉・心理・教育等の専門職であり、人数的にも手厚く、多職種連携により障害特性に配慮したサポートを行っている。複数担任制を導入しており、1人の受刑者に、刑務官と教育専門官の2名が担当についている。

受刑者との密な関係性を構築することが必要となることから、全国でも3か所しかない、全職員が名札をつけている刑

務所である。

#### (2) 半開放処遇

寮の各個室には、鍵がついていない。私たちの見学時も、各個室の扉が半開きで、受刑者の方々が机に向かって課題に取り組んでいた。

時間管理能力を養うことを目的として、一人一人に置時計を貸与しており、起床や点呼などの号令はなく、受刑者は自分で目覚ましをかけて起きたり出寮時間を管理したりしている。

#### (3) 個別的な指導の充実

障害特性に応じた特別プログラムを行うほか、入所時と釈放前の段階で自分自身の性格や対人関係の特徴に気づかせる自己理解指導を行っている。また、個別面接も頻繁にある一方で、希望者にはさらに、オープンダイアログ（本人とチームメンバーとの対話を中心に据える精神科医療のアプローチ）の手法を採り入れた面談で受刑者の悩みを整理している。

日記指導も毎日行っている。「一日を振り返って感じる気持ち」「悩んでいること、相談したいこと」など、フォーマットがあり、複数の職員が日記にコメントを記載する。こうした文字による対話と他の指導を組み合わせ、自分の気持ちに気づいたり相談をしたりする練習をするとともに、事件についても抽象的な反省に留めず、深く自分で考えられる力を養っている。

### 4 見学を振り返って

質疑応答の中では、特に予算の関係もあり、こうした手厚い少年院転用型の刑務所が増える見込みは今のところないと話があった。軽度の知的障害者等は本センターに入所し、重度であれば医療刑務所となる一方で、中程度の障害のある受刑者の受け皿がないため、一般の刑務所に収容せざるを得ないといった課題も語られた。

拘禁刑の趣旨も踏まえ、障害のある受刑者に対し、その特性に応じた手厚い処遇が本センターに留まらず広く行われるようになることが望まれるところである。